



令和4年3月28日  
港湾局技術企画課

## 「港湾工事における契約変更事務ガイドライン」を改定しました ～港湾工事における担い手の育成・確保の推進に寄与～

国土交通省港湾局では、港湾工事における適切な設計変更を通じて港湾工事の担い手の育成・確保を推進するため、「港湾・空港工事のあり方検討会」での議論を踏まえ、「港湾工事における契約変更事務ガイドライン」を改定しました。

### 1. 背景・経緯

- 港湾局では、港湾工事における契約変更事務手続きの指針として「港湾工事における契約変更事務ガイドライン」を策定しています。一方で、令和元年に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」においては適切に設計変更を行うことが示され、これまで以上に受発注者間協議の重要性が高まっていることから、本ガイドラインの実効性の向上を図る検討を進めてまいりました。
- 令和4年2月の第4回「港湾・空港工事のあり方検討会」及び同ワーキンググループにおいて本ガイドラインの改定内容の検討を行い、同年3月の第5回検討会及び同ワーキンググループにおいて、検討結果をとりまとめました。

### 2. ガイドラインの概要

- 本ガイドラインは、契約変更事務における手続きの流れやその根拠法令、受発注者双方の留意点やポイント等を示すとともに、過去の設計変更事例を掲載することで、実務担当者が手続きを行う際の指針となるものです。国が発注する港湾工事を主な適用対象としていますが、港湾建設業全体の担い手の育成・確保にも資することから、地方公共団体及び民間事業者の発注する港湾工事においても準用することを推奨いたします。
- 本ガイドラインの構成等は以下の通りです。
  - 「Ⅰ. 本編」・・・設計変更における基本事項や留意事項のほか、設計変更するためのポイントや契約条項毎の解説など、基本的な考え方を記載
  - 「Ⅱ. 設計変更の事例」・・・実際に行われた設計変更の代表的な事例を契約書条項毎に記載
  - 「Ⅲ. 参考資料」・・・設計変更に関するQ A や受発注者間のコミュニケーション、該当する契約書条項の原文、設計変更事例の一覧表を記載

#### 【問い合わせ先】

港湾局技術企画課 高野、廣瀬

TEL:03-5253-8111(内線:46622)、03-5253-8677(直通) FAX:03-5253-1652

## ◆現行ガイドラインの課題

### ① 契約変更に係る環境の変化への対応

- ✓ 品質確保調整会議における協議や、適正な工期設定確保の重要性の高まりを踏まえた内容とする必要がある。

### ② 協議に向けた受発注者間での認識の共有

- ✓ 過去の契約変更協議において、特に契約変更に至らなかった事案について、受発注者間での認識に相違がみられることもある。
- ✓ 受発注者が相互に納得感をもって契約変更協議を行えるよう、過去の事案の分析が必要。
- ✓ 設計変更に至らなかった具体的な事例に基づいて考え方を整理し、共有することが必要。
- ✓ 特殊な現場などにおいては設計変更柔軟に対応できるよう工夫が必要。

### ③ 使いやすさの向上

- ✓ 有効利用されるには「使いやすい」ことが重要。
- ✓ 現行ガイドラインは、記載が各所に点在していたり、長文で結論がわかりづらい箇所がある等の課題がある。

## ◆課題への対応（改定ポイント）

### ① 品質確保調整会議での協議尊重を明記

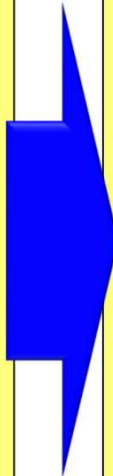
- ✓ 契約変更にあたっては、様々な局面において実施される品質確保調整会議において十分な協議を行うこと、協議が整った事項については確実に契約変更を実施することを明記。

### ② 事例を踏まえた設計変更のポイント整理

- ✓ 設計変更に至らなかった事例をケーススタディとして、設計変更に必要なポイントを合理的に整理する。
- ✓ 協議は書面によることなど、基本的なルールを明記。
- ✓ 設計変更に至らなかった事例について、その考え方等の解説を加えて掲載することにより受発注者間で認識を共有。
- ✓ 発注者は、通常設計変更の対象としない任意の施工方法等について、特殊な現場等において積算と施工の費用乖離が生じる可能性がある場合は、予め受注後の協議対象とすることを設計図書に明示するなどの配慮が必要。

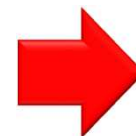
### ③ 文章構成や検索性向上による使いやすさ向上

- ✓ ポイントを押さえつつ全体的な構成を見直す。
- ✓ 掲載事例の選別（類似事例の集約）及び個別事例毎にキーワードを追加し、検索機能を付加した一覧表を別途整理する。



## ガイドラインの具体的な活用内容と期待される効果

- 本ガイドラインを担当者会議等において周知
- 品質確保調整会議等における協議での活用



- より円滑な契約変更手続きに寄与

## 「港湾工事における契約変更事務ガイドライン」のポイント

■目的： 契約変更事務における手続きの流れやその根拠法令、受発注者双方の留意点やポイント等を示すとともに、過去の設計変更事例を掲載することで、実務担当者が手続きを行う際の指針となるよう策定したもの。

■構成： 「Ⅰ 本編」、「Ⅱ 設計変更の事例」、「Ⅲ 参考資料」の3編で構成。

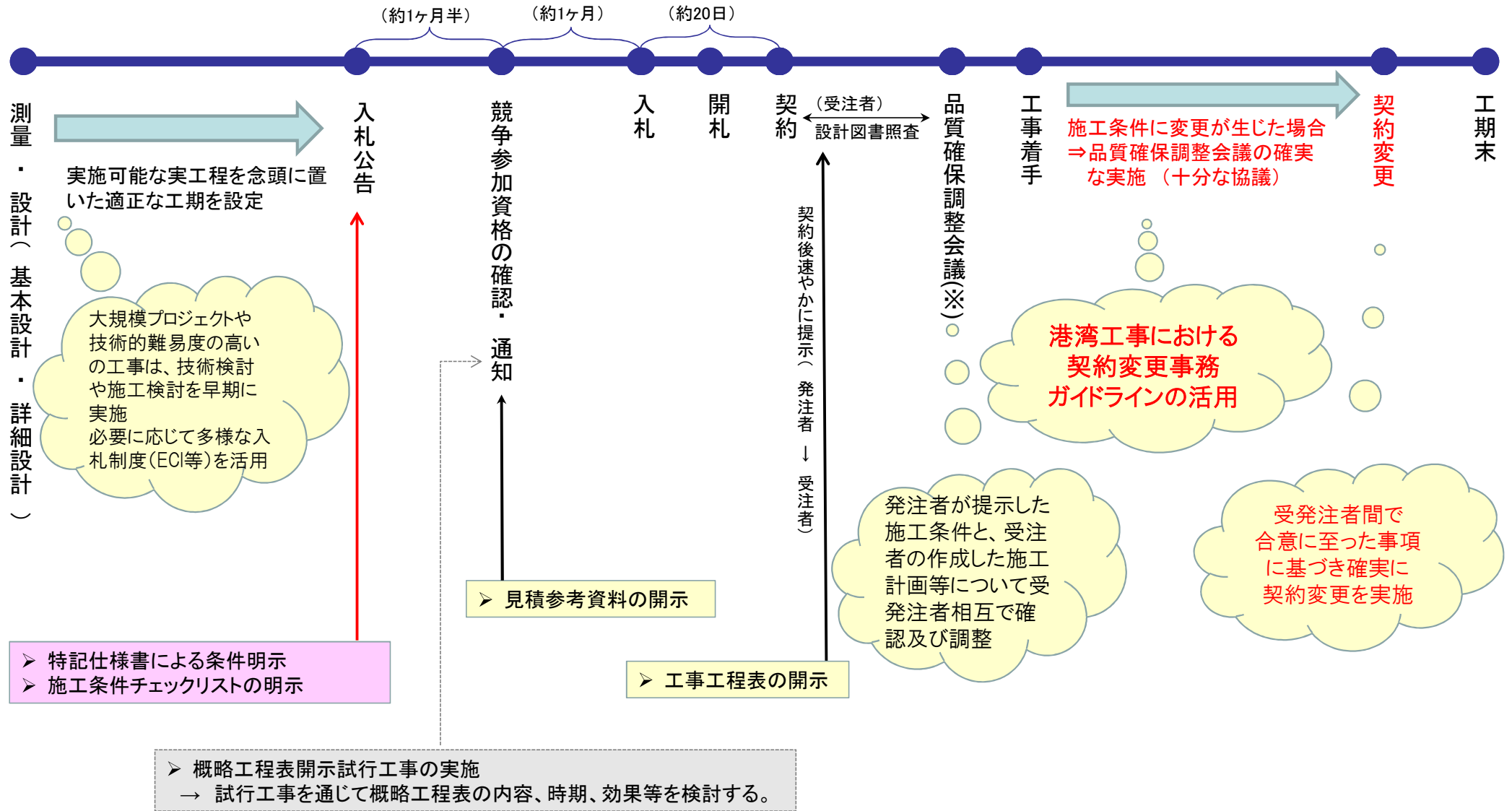
「Ⅰ 本編」……………設計変更における基本事項や留意事項のほか、設計変更するためのポイントや契約条項毎の解説など、基本的な考え方を記載

「Ⅱ 設計変更の事例」……実際に行った設計変更の代表的な事例を契約書条項毎に記載

「Ⅲ 参考資料」……………設計変更に関するQAや受発注者間のコミュニケーション、該当する契約書条項の原文の他、HP上で公表する設計変更事例の一覧表を記載

### ■ポイント：

- ① 本ガイドラインはあくまでも指針であり、設計変更の適否について明確な基準を示すものではない。現場毎にそれぞれ条件や事情が異なるものであることに加え、受発注者双方が合意のうえ変更契約することが不可欠である点を踏まえ、個別案件の設計変更にあたっては、本ガイドラインの活用と併せて、工事品質確保調整会議を確実に実施するなど、受発注者間で十分に協議し、その結果に基づいて設計変更の可否を判断することが重要である。
- ② 発注者は、設計図書への施工条件等の的確な明示及び適正な工期設定を行う。受注者から設計変更の申し出があった際は、過去に前例が無いことのみを以て設計変更を認めない理由とせずに十分協議を行う。また、積算と施工の費用乖離が常態化している場合は、無用な設計変更が生じないように当初発注時の施工条件や積算計上方法を見直すことも重要である他、通常設計変更の対象としない任意の施工方法等について、特殊な現場などにおいて積算と施工の費用乖離が生じる可能性がある場合は、予め受注後の協議対象とすることを設計図書に明示するなどの配慮も必要。
- ③ 受注者は、当初想定されていた施工方法等に変更が生じた場合、契約書第1条第3項に規定される「自主施工の原則」を踏まえ、設計図書に示された施工条件と実際の現場が異なること及び受注者の提案する施工方法等が合理的であることの根拠を以て協議に臨むことが重要。
- ④ 設計変更にあたっては、受発注者双方において「施工前協議の徹底」、「口頭だけではなく書面による協議」、「品質確保調整会議の確実な実施による双方の合意形成」などが必要。



(※) 工事着手前及び設計変更事象発生時において、受発注者が現場条件、施工計画、工事工程等について総合的に確認・調整し、円滑な工事の実施及び品質の確保を図るために開催する、受発注者双方の責任者を構成員とした会議。原則、全工事が対象で、工事着手前及び設計変更に至るまでの期間において受注者からの要請で適宜開催可能。



○R3.7月に策定した「港湾・空港工事における工期の設定に関するガイドライン」の内容との整合を図るもの。

○『的確な条件明示の重要性』、『適正な工期設定の重要性』、『品質確保調整会議とそこでの受発注者間の合意事項に基づいた契約変更の確実な実施の必要性』、『適用範囲』、『設計変更を行うための主なポイント』などを明記。

## I 本編

### 1. 策定の目的

- ◆適切な設計変更の必要性
- ◆ガイドライン策定の目的
- ◆適用範囲

### 2. 設計変更の基本事項

- 用語の定義
- 設計変更に関する主な条項

### 3. 設計変更の留意事項

- (1) 発注者の留意事項
- (2) 受注者の留意事項
- (3) 受発注者共通の留意事項
- (4) 先行指示書への概算額の記載
- (5) 指定・任意の使い分け
- (6) 入札・契約時の契約図書等の疑義の解決

### 4. 設計変更の考え方

- (1) 設計変更が可能なケースと不可能なケース
- (2) 設計変更を行うための主なポイント
- (3) 工事請負契約書の条項に基づく設計変更の考え方
  - ① 契約書第 8条: 特許権等の使用
  - ② 契約書第15条: 支給材料及び貸与物件
  - ③ 契約書第17条: 設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等
  - ④ 契約書第18条: 条件変更等(第1項第一～五号)
  - ⑤ 契約書第19条: 設計図書の変更
  - ⑥ 契約書第20条: 工事の中止
  - ⑦ 契約書第22条: 工期の延長(受注者請求)
  - ⑧ 契約書第23条: 工期の短縮等(発注者請求)
  - ⑨ 契約書第26条: 賃金・物価変動による請負代金額の変更
  - ⑩ 契約書第27条: 臨機の措置
  - ⑪ 契約書第28条: 一般的損害
  - ⑫ 契約書第30条: 不可抗力による損害
  - ⑬ 契約書第34条: 部分使用
- (4) 「設計図書の照査」の基本的な考え方

### 5. 契約変更の取り扱い

#### (重要な変更・軽微な変更)

- 重要な変更
- 軽微な変更

### 6. 設計変更にかかわる資料の作成

- (1) 設計照査と内容確認
- (2) 設計変更に必要な資料作成

### 7. 条件明示

- 条件明示事項

## II 設計変更の事例

○各契約書条項毎の設計変更事例の一覧表及び個票

1. 契約書第 8条
2. 契約書第15条
3. 契約書第18条
4. 契約書第19条
5. 契約書第20条
6. 契約書第22条
7. 契約書第26条
8. 契約書第27条
9. 契約書第30条
10. 共通仕様書1-1-3

## III 参考資料

### 1. 設計変更に関する質問・回答集

- (1) 「条件変更等」の考え方<問1~10>
- (2) 「工事一時中止」の考え方<問11>
- (3) スライド条項の考え方<問12>
- (4) 「臨機の措置」の考え方<問13>
- (5) 設計変更を伴う試行工事について<問14>

### 2. 受発注者のコミュニケーション

- (1) 品質確保調整会議
- (2) 三者連絡会
- (3) 三者会議
- (4) クイックレスポンス
- (5) 設計変更協議会

### 3. 設計図書への位置づけ

○本ガイドラインの設計図書への明示

### 4. 工事請負契約書

- |             |              |
|-------------|--------------|
| (1) 契約書第 8条 | (8) 契約書第23条  |
| (2) 契約書第15条 | (9) 契約書第26条  |
| (3) 契約書第17条 | (10) 契約書第27条 |
| (4) 契約書第18条 | (11) 契約書第28条 |
| (5) 契約書第19条 | (12) 契約書第30条 |
| (6) 契約書第20条 | (13) 契約書第34条 |
| (7) 契約書第22条 |              |

### 5. 設計変更の一覧表(HP参照)

○説明とHP掲載場所の紹介